

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 6 月 1 9 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 報告第 4 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越について
- 日程第 5 報告第 6 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第 3 号 指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 日程第 7 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
(高砂団地 1 号棟改修工事 (建築工事))
- 日程第 8 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
(高砂団地 3 号棟改修工事 (建築工事))
- 日程第 9 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
(洞爺地域観光施設解体工事)
- 日程第 1 0 議案第 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 8 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 9 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 5 意見書案第 1 号 次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 6 意見書案第 2 号 現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 7 意見書案第 3 号 「核兵器禁止条約締約国会議」 へのオブザーバー参加を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 8 意見書案第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 (案) について

日程第 19 承認第 1 号 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 19 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	10 番	石 川 諭 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

欠席議員（0 名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 次 長	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	野 呂 圭 一 君
住民税務 課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支 援 課 長	原 美 夏 君	介護高齢 課 長	兼 村 憲 三 君
観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興 課 長	仙 波 貴 樹 君

生活環境 課長	高橋謙介君	上下水道 課長	宮古義信君
地域振興 課長	後藤和郎君	教育長	渋谷川賢一君
教育指導 参与	山本恵一郎君	教育推進 課長	細江幸恵君
社会教育 課長	角田隆志君	代表監査 委員	山口芳行君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木勉	書記	阿部はるか
庶務係	木村暁美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、4番、五十嵐議員、5番、今野議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、9番、越前谷議員の1名を予定しております。

それでは、9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） おはようございます。9番、越前谷邦夫でございます。

ただいまから、通告をいたしました案件について質問させていただきます。毎回申し上げておりますが、一般質問というのは、政策論争の場であるわけでありますから、しっかりとトップリーダーの見解というものを、今日はただしていきたいと思います。

できるだけ、意見交換的な質問ではなくて、大局的に質問させていただきますが、案件上具体的な細部に当たっての質問もあろうかと思いますが、その点についてお許しをいただきたいと思います。

それからもう一点、事前にお許しをいただきたいのは、今日は3件通告いたしておりますが、最後の1件については、できるだけ9月議会にしたいなと思っておりますので、時間が余ったならば、途中までも質問させていただきますが、その点について、議長の了解を得て、取扱いをお願い申し上げたいなと思います。

それでは、一般質問させていただきます。

第1点目の、洞爺湖観光さらなる躍進についてということで通告をさせていただきました。

昨今の観光産業の、まずは展望について、今現在どのような見解を持っているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 展望についてということでございます。

昨日の4番議員への答弁とも若干重複する部分もあるかと思いますが、まず現況でございます。コロナウイルスが2類から5類に引き下げられました昨年の5月以降は、一気に人の

動きが活発になり、観光協会もコロナ前のようにぎわいを取り戻してきているような状況でございます。その中でもとりわけ外国人観光客の回復が著しく、令和5年度においては、コロナ前の令和5年度を超える入り込みとなってございます。今後、円安の影響もあり、さらに外国人観光客の増加も見込まれているところでございます。

観光業界における課題でございますが、以前から言われております宿泊施設における人手不足、また、バスやタクシー等の公共交通機関の運転手不足から、公共交通機関を活用したアクセス問題も大きな課題となっております。さらには、既存の観光資源を生かした魅力の創出と稼ぐ力を高めることが課題であると認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 展望についてだから、自分は課長答弁ではなくてトップリーダーの展望を聞きたかったのです。

それで、やはりこういう観光産業をもっともっと前進をさせていかなければならない。それは言うまでもなく、国とか道とか自治体が三者一体となって、これからの観光産業を躍動させる飛躍をさせるという、そういう理念に基づいて取り組んでいかなければならない。いわゆるこの連携と調整というのは肝要であると思うわけであります。

そこで伺いたいのでありますが、この北海道の開発計画、新しく開発計画が発表されておりますが、これは、国土交通省の北海道局が、本年の新しい総合開発計画をスタートさせたわけであり、そういったしますと、今回の北海道総合開発計画の主な三つの施策に分かれているだろうと思うのです。その三つの施策というのはどのような施策なのか、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 北海道総合開発計画の三つの柱でございます。食料安全保障と観光立国、それからゼロカーボン北海道、この3本と認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） よく課長は勉強しているなと思っております。この主要施策の3施策というのは、今、課長が述べられておりますように、食と観光と、今年度から新しく脱炭素化、これが北海道の大きなこれから開発計画の柱になっているわけで、北海道がなぜ脱炭素化を三つの柱の中の一つに入れたのかというと、やはり全国的に北海道は脱炭素に向けて、先頭切っていかなければならない、そういう思いを載せたわけであります。

やはり言うまでもなく、地方が元気にならなければ日本の国益にもつながらない、地方がもっともっと元気になることによって国も国益が前進をされる、これは言うまでもないのであります。

かつて私は、昭和40年に旧虻田町に参りました。その頃の洞爺湖温泉というのは、いわゆるこの西胆振経済圏の核になっていたわけであります。私が旧虻田に参りましてから、二度の噴火がありました。昭和52年と2000年の噴火、そのことによって、国の復旧・復興の方向

性も変わったわけでありますけれども、今の洞爺湖温泉というのは、残念なことに、都市機能が成り立っていかないような、そういう環境になってきた。これはやはり大きな洞爺湖温泉の機能の低下に結びついたのは、自分に言わせると、2000年の有珠山噴火災害の復興・復旧、それとこれからの、その災害を受けたところを復旧・復興させるためには、国の方針というものが強く出されたわけであります。

それはどういうことかという、ゾーニングを図られたわけであります。Aゾーン、Bゾーン、Xゾーン、Cゾーンと。同時に国の方向性として出されたのは、これから洞爺湖温泉に公共施設等々の建物は建設をさせてはならないというのが政府の方針であって、したがって、皆さん方お分かりのように、洞爺湖温泉の小学校も月浦に、あるいは協会病院は本町地区に、公営住宅は、のぞみ団地を除いて、そのほかのところは全部その本町地区に建設される、こういったものが、いわゆる今日の都市機能が成り立っていない洞爺湖温泉になっているというのが私は残念でならないのであります。

それで、課長に答弁を求めますが、現在の観光客、現在というよりも令和5年度の観光客の入り込み数の中で、外国人が何名なのか、あるいは道内外の観光客が何名なのか、これを端的に、簡単にお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 宿泊者数で申し上げさせていただきたいと思います。

令和5年度は、洞爺湖町内に宿泊された方は63万8,347名、うち、外国人観光客の方が27万2,847名、北海道内の観光客の方が19万3,453名ございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今課長から答弁されておりますように、63万名、その中の外国人観光客が27万8,000人ということですか。

それで、これから特に本題に入らせていただきますが、いわゆるこの外国人観光客が入ってくると、当然住民の生活環境にも影響が出てくる。そのことによって、外国人観光客が入ってくることによって、そこで居住している方々の住民生活にも影響が出てきた。これはどういうことかという、観光公害というものが出てくる。洞爺湖温泉に今、多くの外国人観光客が来ているわけでありますけれども、観光公害があるという認識をどの程度把握されているか、伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 観光公害でございます。

観光公害とは、過度な観光客の集中によって観光地への負荷が懸念される事態を指す言葉と聞いてございますが、特に洞爺湖温泉の場合は、まずは、バスです。基線、洞爺駅・洞爺湖温泉間のバスが、春節時期になると非常に渋滞になって、増便になるというところがございます。

もう一点が、環境景観破壊というところで、ごみやたばこのポイ捨てなどが今非常に騒が

れているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 洞爺湖温泉は、いわゆる2008年に、洞爺湖温泉というよりも、現在の洞爺湖町で北海道サミットが開催されている。これは2008年の7月7日から9日までの3日間、このテーマは何かというと、課長、ご存じですか。テーマをお願いします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 北海道洞爺湖サミットのテーマは、環境でした。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 洞爺湖サミットが開催されて、テーマは環境であったわけでありませう。そうすると、洞爺湖温泉で、あのウィンザーホテルでサミットが開催されたわけでありませうけれども、現在の洞爺湖温泉全体の環境そのものがどうなっているのか。これは、サミットを行った町として、やはりしっかりと自分の町の環境そのものがどうなっているかというのを十分把握してみる必要がある。

今日は時間の関係で、洞爺湖温泉全体の環境を取り上げてみたいと思うのですが、いわゆるたばこの吸い殻であるとか、あるいはまた、ごみのポイ捨てなどが見られるということで、住民から、ちょっと越前谷、見てくれと。実際にこの公園であるとか駐車場であるとか、あるいは観光客が来るようなところを見て歩くと、やはり吸い殻が、ごみが捨てられている。こういう洞爺湖温泉という温泉にしたいくないと思うのですよね。

それで、お願い申し上げたいのは、やはりそういうごみを捨てては駄目だと、吸い殻のポイ捨ては駄目だよということをきっちりと来ていただいている観光客に周知をさせなければならないと思うのですよ。それで、皆さん、ニセコに行くのに豊浦を通っていくと、豊浦と真狩の境界のところに、3本も4本も看板が立っています。どういう看板が立っているかというと、3か国語で、ポイ捨ては駄目ですよ、ごみ投げたら駄目ですよと、そういう看板を立てて、何とかきれいな環境にしていかなければならないということで努力されております。

したがって、洞爺湖温泉についても、そういうごみのポイ捨て、あるいはたばこのポイ捨てなどは駄目ですよということを、しっかりと来ていただいている観光客に周知させるべきだ。そのためには、提案なのですが、しっかりと豊浦と真狩の境界にあるような、後で関心のある人は見に行ってください。3か国語で書かれています。看板が立っています。そういう看板を設置してはどうかなと思うのですが、行政サイドやその辺の建設する、しないの見解はどのように思っているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 洞爺湖温泉街では、議員おっしゃるとおり、外国人観光客も回復しまして、湖畔遊歩道は非常に多くの外国人であふれてございます。文化の違いもありまして、ごみのポイ捨て、たばこのポイ捨ても目立っているのが現状でございます。洞爺温泉支所の職員も毎朝、温泉街のごみ拾いを行っておりますが、やはりきれいな観光地づくりへ

の意識をもっと高めていただくために、これは外国人だけではないと思いますけれども、現在、5か国語でごみのポイ捨て、たばこポイ捨ては禁止しましょうということでの看板を、間もなく設置できる状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それは今、看板は設置をするということですからね。事前に、5月に入ってから、自分のほうにも電話いただきまして、随分ごみが捨てられている、ポイ捨てがあるということで、見てくれと。現地に行ってみると、まさにごみ、たばこのポイ捨てなどが見受けられました。これはやはり看板等々を立てて周知をしなければならないな、確かにこのポイ捨てしているのは外国人ばかりだとは思っていません。しかしながら、文化の違いによって、ポイ捨てはいいのだろうなと思っている外国人もいるだろうと思うのですよ。

したがって、先ほどから申し上げているように、看板などを立てて、周知をさせて、きれいな洞爺湖温泉に来ていただく。後で花、緑のことも触れさせてもらいますが、来ていただく。あるいは、すばらしい快適な環境のところに、洞爺湖温泉に来ていただける。洞爺湖温泉の、あるいは洞爺湖観光の大きな躍動に向けての期待されることは、やっぱり景観だと思うのですよ。景観がよくとも、足元を見ると、吸い殻はある、ごみはあるでは、これは快適な洞爺湖温泉ということにはならないのではないかな。そういうことで、ぜひそのようにお願い申し上げたいと思います。

今、何点か申し上げました。先ほどの北海道の総合開発計画の関係で三つの柱を申し上げましたが、特に、これは10項目が重要指標ということになっているのです。それで見ると、今年度から入った再生可能エネルギーの導入であるとか、あるいはまた、道内の生産された食料の自給率を高めようとか、あるいはまた、外国人観光客にどんどん来ていただけるような、そういう施策を前進させようとか、あるいはまた、人口の社会増減数というものをしっかりと受け止めて、どういう人口を増にする戦略を組むのかということも、それから、時間があったら議論したいなと思っているのですが、合計特殊出生率、これも最近出たと思うのです。そういうのをどう高めるのか。あるいはまた、今、外国人労働者に頼っている面もありますが、就業率を高めようという、これが10項目の中に入って、北海道あたりも取り組んでいく。当然なことに、先ほど申し上げましたように、国、道、自治体が三者一体が連携をして、協働して、まちづくりを進めていくということでなければ、これからの地域社会の前進ということはあるまいだろうと。

こういうことを考えておりますが、したがって、後で、将来のビジョンというものを伺いたいと思うのですが、そこで、この洞爺湖観光というものを前進させていくためには、どのような戦略を組むのかということをもみなでもう一度考えてみたい。それと同時に、よく、温泉あたりもそうですが、本町地区でもそうですけれども、洞爺地区ではあまり聞いたことがないのですが、よく外国人の方々を、外人、外人って述べている方がいる、これは差別用語ですよ。したがって、今どれだけ外国人の観光客によって、洞爺湖温泉そのものも、洞爺

湖町そのものも税収に基づいて潤っているのかということを考えると、外国人を見て、外人、外人って、悪気があって言っていることではないと思うのですが、しっかりと、差別用語は差別用語だということで、これもトップリーダーでお願いしたいのは、あなたは横文字得意だから、周知させる。これもしっかりと考えてもらいたいなと思っております。

それで、私はこれからの洞爺湖観光というものを、もっともっと躍進をさせていくためには、どういった戦略を組むのか。それとも、どういう資源を生かして、洞爺湖温泉を飛躍させる、躍動させるということに結びつけるのには今何をしなければならないのかということは何点か申し上げさせていただきたいなと思います。

今、全国的にも各自治体でも行っているのが、体験型観光というものを前進させようではないか。いわゆるこの、あまり横文字を言いたくないのですが、アドベンチャーtravelとって、取り入れることが大切だと。

それからもう一つは、先ほど申し上げました、花、緑です。花と緑で洞爺湖温泉は、きれいに花が咲いて観光客を迎えてきてくださっている。自分も花が咲いた頃は、いや、洞爺湖温泉って本当にきれいだよな、そう思うわけですが、令和6年度のこの花、緑に対する補助金というのは約600万円。しかし、これから、後で申し上げたいと思うのですが、そういう花、緑をもっともっと拡大することも、きれいな洞爺湖温泉、快適な洞爺湖温泉、それから自然環境と調和の取れた洞爺湖温泉ということを考えて、もう少しこの花、緑を拡大してはどうかという気がしてなりません。このことも後ほどリーダーのほうから答弁をお願いしたいなと思います。

それからもう一つは、58基、野外彫刻がございます。この野外彫刻の年間の清掃活動というのは、主に某建設会社であるとか、あるいは某団体の方々が行っているような状態でありますけれども、私もこのぐるっと彫刻公園を、彫刻を建設するといったときには、当然、前進させる方向で意見を出させてもらったのですが、今、その彫刻公園の彫刻をどのように洞爺湖温泉の洞爺湖観光に結びつける、そういう戦略の一つとして、どういう活用をされているのか、どういう取組をしているのかということも伺っておきたいなと思います。

それと、今、全国的にブームになっているのは、秘境であります。やはり洞爺湖観光の中にも、例えば中島の周辺では、人が立てるぐらいなところもある。それから、ジオパークで発見されたように、大きな巨木が洞爺湖湖水の中で眠っているような状態。ああいったものを、やはりこの秘境の扱いをして、体験型観光の、アドベンチャーtravelと言いましたが、そういうことも、しっかりと自分たちの住んでいるこの周辺の観光地にどういう秘境たる資源が眠っているのかということ、もう一度、行政も議会も住民も三者一体となって、やはり目覚める手法が大事ではないかなと思っている。ぜひその辺も取り組んでいきたいなと。

それから、どなたかに、はっきり言えると思うのですが、洞爺湖のシンボルといったら何ですか。お願いできますか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 私は、洞爺湖のシンボルは、中島ではないかなというふうに

思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） まさに洞爺湖のシンボルは、中島であります。この中島の生態系、これは鹿等々によって非常に、森林であるとか植栽が鹿に食べられて大変な環境になったわけでありすけれども、それを今、努力をされて、中島の植栽が回復しつつあります。これをもっともっと前進させるような、一日も早く前進させるような、そういう取組をもっともっと強化させなければならない。

それから、子供たちにも、私たちが住んでいる洞爺湖には、こういう、中島に行ったのならば生態系が豊富ですよ。そういう教育というものも必要ではないのかなと。これは、生態系をするということばかりではなくて、しっかりと自然資源というか、自然の大切さとか、重要性というか、そういったものを子供たちにも今以上に認めてもらうような、そういう教育環境の整備も私は重要でないかなと思っております。

さて、これから申し上げることは、皆さん方も耳の痛い話になるのではないかなと思うのですが、洞爺湖観光の矛盾点というのを述べさせてもらいたいと思うのですよ。これからは、観光をもっともっと躍進をさせていく。前の、元、はっきり言ってもいいと思うのですが、長崎町長は、基幹産業をこう申し上げておりました。胴体が観光だよと、胴体が観光産業、そして翼は農業と漁業だよと。この三つのどこかが弱体化することによって、洞爺湖温泉の観光そのものも、あるいは洞爺湖全体のまちづくりにも、衰退していく要素になる。この三つをしっかりと健全な環境にしなければならない。そう述べておったわけでありす。

それで、これから洞爺湖温泉の、自分は矛盾点というものを何点か申し上げさせていただきたいと思います。

一つには、昨今発表されたわけでありすが、北海道ツーデーマーチが、今年で、来年からはやらない。休止にすると。このツーデーマーチのはしりというのは私も理解しておりますけれども、時間の関係上割愛させていただきますが、いわゆるこのツーデーマーチというのは、やはり洞爺湖町には二つの世界遺産がある。ジオパーク、貝塚、このことを考えたならば、ツーデーマーチというのは、洞爺湖温泉を、洞爺湖観光を飛躍させるための、今まで大きな要因であったわけでありす。一助であったわけでありす。それが、今年いっぱい、ツーデーマーチが来年からはやらないと。やらない理由は何なのかといたら、私は情けないなと思っております。ボランティアが集まらないからやめるのだと。そういうものかと。

私は、この教育指導参与も八雲だということですが、八雲町熊石に先日行ってまいりました。あわびのフェスティバルがある、あわび祭りがあるということで。それで、今、私が中学生のときは、1万1,400人いたのですよ、中学生が。自分が中学に上がったときには4クラスあった。それが何と今、熊石は2,000人切っているのですよ。たかが2,000人、たったの2,000人になってしまった。中学生の頃は1万1,400人だった熊石が、人口が2,000人切っている。それでフェスティバルがあるというから、2,000人切っているところのフェスティバ

ルって何だかな、そう人数は来ていないのではないかなと思いつつも、車を走らせていくと、見えてきた、港が。えっ、あの車の数、何。そうしたら交通整理がついて、指導員がついて、どうぞどうぞ港に入ってくださいといったら、驚くなかれ、人、人、人、車、車、車。自分の同期も実行委員会がやっているメンバーでしたから、2,000人切っている町の中で、これだけのイベントをやっていたのかといったら、そうだと。ここですよ。継続は力なりって。何人来ていたかという、3万人ですよ、3万人。2,000人切っている町の中に、3万人も1日のあわびフェスティバルに来ているのですよ。

何を言いたいかというと、ただただなくすればいいというものではない。みんなでこの洞爺湖観光のプラスになるという事業ならば、協働のまちづくりとして、行政も議会も住民も三者一体となって、何とか残してやっていこうではないか。これが、世界遺産のジオパークに、あるいはまた貝塚等々にも大きなプラス要因になっていくのだという、厳しい状況になったとしても、そこから脱却できるような、みんなで英知を出し合ってやっていくべきだと思っている一人であります。ただただ、なくせれば、300万円の経費節減になるからといって、そんなものではないと思う。

それからもう一つは、冬花火であります。これも言いたかった。今、洞爺湖ロングラン花火ということで、4月の末から10月いっぱいまで開催している。これには町として、令和6年度も2,400万円の補助を出している。これは間違いないと思うのです。それで、冬花火をやったときに、エリアを決めて、ここで見たら500円頂きますという徴収をしたではないですか。これは私は住民から、いやいや洞爺湖温泉の花火を見るのに金を取られるのかよと。500円取っているぞと。実際に行ってみた。見ると、例えばエリアを決めて、テントを張って椅子を出してということでもない。ただエリアを決めて、ここで見る方は500円頂きますって、こんな洞爺湖観光のマイナスになるような、デメリットになるような、こういう手法というのはどこから出てきてるのかなって。自分は本当に正直言って憤りを感じています。

洞爺湖観光を今までよりもっともっと前進をさせていかなければならないという、そういう思いで来ただけに、その精神が、来ている方々が外国人なのだから、富裕層が多いのだから、そこからお金もらうべやって。この発想だとすると、その精神というのは、私は反省しなければならないと思うのです。後でどういうことでどうなったのか、簡潔にお願い申し上げたいのですが、いわゆる洞爺湖観光のイメージダウンになりますよ。これは途中でやめさせることができたのではないかと。洞爺湖温泉に行ったら花火を見るのに500円取られるのだって、イメージダウン、風評被害になりますよ。これは絶対やってはならないと思う。

それで提案なのだけれども、これは、トップリーダーから直接答弁もらいたいと思うのですが、例えば、夏のサマーフェスティバル、そういうロングラン花火、そういったもので上げる花火代が2,400万円出しておりますけれども、冬花火やるのに、原資がないからやっているとするならば、十分観光協会と話し合いをしながら、原資を何とか補助するとか、どうしてもやらなければならないということならば、そういうことをなぜ協議できないのか、なぜそういう環境にしなければならないのか、私は本当に残念でならない。洞爺湖温泉に行っ

たら500円の花火代を取られるのだよ、見るのに花火代500円取られるのだよと。まさに風評被害になる。これは絶対やめるべきだと思っています。

私は、なぜここでこういう声を大にしているかという、洞爺観光の前進とか飛躍とか、そういったことの思いがあるだけに申し上げていることであります。

先ほど申し上げました。私はね、百歩譲って、原資が不足ならば、行政として補助することも可能ではないのかなと思う。後で宿泊税のところでも申し上げますが、その辺は、トップリーダーはどのような見解を持っているか、伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、今までの質問の中で7点ほど聞きたいというところがあるのですけれども、全て。

○9番（越前谷邦夫君） 最初はそれでいい。

○議長（大西 智君） 今の、最後のでいいですか。

○9番（越前谷邦夫君） はい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、越前谷議員から貴重なご意見をいただいたところでございます。

いろいろなご提案があった中で、まず今の最後の花火のほうでございますが、今、実施主体が観光協会ということでございます。ご案内のとおり。特に外国人は、特別感が好きで喜ばれているということで実施をしたと聞いているところでございます。

次年度以降、このイベントがどのような形で実施するかというのは、現段階では決まっていないうふうにお聞きしております。ただいま議員のほうからご説明いただいた思いも含めて、議員のいただいた点を、十分助言をいただいたことを観光協会にアドバイスして、今後どのような形になっていくのかということ、こちらのほうから伝えていきたいと思っております。

冬祭りのイベントの原資、お金については、そこまでは恐らくないと。まずはその冬イベントということで、観光協会のほうで独自に出したものなので、次年度については今ご意見いただいたことをそのままお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今のトップリーダーの答弁も分からないわけではないのですけれども、やっぱり観光協会に考え方を委ねるというのも必要でしょう、それは。だけれども、ロングラン花火なんか補助金を出している行政としても、決してこれは洞爺湖観光にプラスにならないことだよということならば、行政側のほうだって、それを指導するという立場にあるのではないですか。ただただ、観光協会にげたを投げたり足を投げたりすればいいというものではない。

確かに観光協会の考え方もあるかも知れない。だけれども、行政として、ロングラン花火等々についても補助金を出している行政として、それは観光協会の皆さん、あまりいいことではないですよ、風評被害にもなりますよ。これは何とか中止をしていただだけませんかと

というようなことの指導というのは、これは行政がしなければならないことではないですか。
その辺、リーダーはどう考えていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今ご指摘いただいたところ、実は冬花火のときの特別閲覧のときも、私は3回ほど行かせていただいて、今、越前谷議員がおっしゃった意見もありますけれども、あとエージェントのほうは、逆に差別化したことによって、冬祭りの今回の花火については、決して否定的な意見も出ていないところがございまして、そここのところも併せて、もう一度、こちらの行政としても、実際に私も行って、見たときに、大変喜んで帰ってきている姿も3回ほど見させていただいているので、それがその枠の中に入ってきた人とそうでない人との差というのは、今お聞きして、なるほど、そういった意見もあるなというふうに思うのですが、現場サイドの方では、そのような苦情等も出てきておりませんので、そここのところを、あくまでも業者目線かもしれませんが、観光協会もそのような形で来ていないというふうになっております。

ただ、今、議員からご指摘あった旨はしっかりと、来年度、次年度に向けて今後どのような形にしていくかということで情報提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長、越前谷議員の質問の趣旨が、ちょっと答弁とずれている部分があるものですから、もう一度答弁をお願いします。

○町長（下道英明君） 趣旨として、まず行政としては、この今の特別観覧席の設置云々については否定も肯定もしていないということでございます。

私どものほうでは、行政のほうとしてはそういった情報は入っていないものですから、今いただいたものを併せて観光協会の方にお示ししていきたいというところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） リーダーね、指摘されるようなことが入っている、入っていないではなくて、基本的に、花火を見せるのに、来てくださっている観光客の方々に、ようこそ洞爺湖温泉に来てくださいましたと、洞爺湖観光に来てくださいましたと、そういう歓迎の意味で花火を上げているのではないですか。花火は、お金を取るのに花火を上げているわけではないでしょう。歓迎をすると。それは、そういう声があるない関係なく、精神として、基本路線として、花火を上げてお金を取るのがいいのか悪いのかというものの論議ですよ。そうしなければならない。声が出てないからいいのだというよりも、そのまま放置だとか、そういうことではないと思う。洞爺湖温泉の花火を見るのに、お金を徴収するという、その精神がいいか悪いかということなのです。

そうではなくて、ようこそ洞爺湖の冬季観光にも来ていただいたと。喜んで帰ってもらうためにも、歓迎の手法として花火を上げているとするならば、お金を取ることはないでしょうという、徴収することはないのではないのかって、いい悪いの声が上がっていないよりも、行政としてどうなのだと。それはやるべきではないとはっきり申し上げることができないの

ですか。

もう一度お願いします。

○議長（大西 智君） 再質問で、再答弁。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、お金を取って、実際、お金を取らなくても見られる方はいらっ
しゃいますので、それで、例えば今回の冬花火の場合は、直前の湖のそばのほうで雪が降っ
ていますから積もっていますので、直前のその枠のエリアだけということで、例えば今、議
員がおっしゃったような形で、お金を払わないと見られないという形であれば確かにそうな
のですけれども、でも、ただお金を払わなくても、私もお金を払わないでそばで見ていた一
人として、そこは要は、全ての方が見られるという中での差別化ということで、観光協会の
ほうが試みとして行っているということでご理解いただいて、私はその点は、行政がどう
のこうのという話にはならないのだと感じているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） どうも今の答弁も弱いね、腰が。腰が弱い。

やってくる、花火を見るのに、一部のところであろうとも、お金を徴収するのが果たして
これが妥当か妥当でないかという判断はできないのですか。できないのですか、判断は。

少なからず、来ている人たちは、お金を払わなくてもそれは見ることができるでしょう。
なぜ、では、見る場所を指定して、ここで見たら500円頂きますよって徴収するのですか。

それともう一つは、今回やってみて、どのぐらいの、では徴収額になったのですか、それ
を把握していますか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） はっきりとした数字はちょっと今、記憶ございませんけれど
も、たしか40万円ぐらいだったかなというふうに記憶しています。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 4万円ぐらいでしょう。

町長と言いたくない、トップリーダーね。4万円ぐらいであつたらね……、40万円、すみ
ません、耳が悪いもので。ありがとうございます。

40万円であろうとも、少なからずや、一部の場所であろうとも、料金徴収することはやめ
ましょうよ。これは必ず、私には洞爺湖温泉の事業主の方々二、三人から、おいおい、冬花
火を見るのに、お金500円徴収しているのだってよ、そんなものやめるべきだなというのが、
二、三人の事業者から聞かされてますよ、自分。町長の、トップリーダーの、それこそお付
き合いしている人はどうか分からないけれども、自分はね、少なからずや徴収するというこ
とは、抜本的に見直すべきだし、そういうことはやめるべきだと。

このことで何度もやっても、時間の関係で、前に進みませんからね。

ぜひ副町長、あなたはよく理解してくれる人なのだけれども、花火を見るのに、一部のと
ころでも、1人から500円を徴収するということは、いいのか悪いか、どうなのですか。い

いか悪いかだ、自分は。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 結論としては先ほど町長と同じ結論を言わせていただきたいと思います。この原点にあることちょっと経過だけ、ちょっとだけお時間いただければと思います。

花火をやることに関しましては、私どもちょっと途中まで存じ上げなかったことは事実でございます。それで、私ども、観光協会と私どももいろいろな協議をしている経緯がございました。コロナ禍の3年間で観光協会というのはかなり厳しい経営状況で、会員の方からの会費も全部頂けないので、かなり厳しいということをお伝えしていただいております。

その中で、町といたしましても、補助金はある程度一定のものしか、ある程度、今、いろいろな、ごみ処理施設とかいろいろな経費がかかっているんで、上積みはできませんよ。そうしたら、これからお互いに稼ぐような観光をやっていきましょうよという話をさせていただいた経緯の中で、恐らく観光協会としても、試験的だとは思いますが、そういうことをやってみたり、これから駐車場の有料化なども検討していきたいという、その中の一つで、こういうようなお話があって、観光協会の判断でやっていただいているかと思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、いろいろな懸念される事項もございますし、また反対意見も、いろいろな意見があると思っております。この場ではっきり申し上げるのではなくて、これから来ている観光客の方々がリピーターとしてまた洞爺湖温泉に来たいと思っていただけるような、そういうような持続可能な洞爺湖温泉にしていきたいと、そういうことをもって観光協会と我々是一緒になって協議させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の副町長の答弁を理解できないわけではないのだけれども、基本的に、自分は風評被害になるという心配をしているのですよ、そういう観光地にしたくないのですよ。洞爺湖温泉というのは、一部のところでもいいですよ、500円のお金を徴収されるよとかということになるとね、洞爺湖温泉が、皆さん方も汗を流している、もちろん観光協会の方々も一生懸命洞爺湖観光を前進させる、躍動させる、そういうことで汗を流しているのを見えていますよ。だけれども、この花火の料金徴収だけは見直さなければならない。

これだけやっていると、先に進めませんからね。

そういうことで、行政はちょっと足腰弱い。もっともっとやっぱり観光協会にもね、しっかりと、それこそ意見を出し合える、そういう環境にしなければ、観光協会がやっているから俺たちはいいのだということにはならないですよ、行政として。

それで、次に進めさせてもらいますが、令和6年度の5月14日に、洞爺湖、宿泊税を検討するという、これを見てね、見たときには、おっ、洞爺湖温泉でも、宿泊税を検討するのだ、検討するようになったのだ、検討ですからね。これは検討してみて、いろいろと理論的にも理念的にも、これまずいなと思ったら何も、目的税ですから、やめることはできるのだけれども、これを見てね、えっ、一体、洞爺湖温泉に泊ったら、宿泊税を取られるのだ、取るよ

うになるのだというのはね、心配しているのは、入湯税をもらっていますよね、300円。入湯税をもらって、例えば宿泊税ももらう、それから、これは基本だから、北海道にも宿泊税を払わなければならないということになったら三課税になるのです。これは一体どうなのだろうなど。

それで、今のいろいろな町でも、市であっても、この宿泊税導入で議論されて、もう決めてもらっているところもある。もうニセコあたりは3年ぐらい前からもう宿泊税をもらっている。

これ、自分は、宿泊税もらうにしてもやっぱり、温泉旅館組合であるとか、あるいはまた観光協会とか、当然行政としても十分詰めなければならないことだろうと思うのです。意見を出し合っていかなければならない。そういうことになるだろうと思うのだけれども、ただ一つというよりも、言えば、ほとんどの町で定額制ですよ。これは、定額制であると、何万人入ったら、ざっくり幾ら幾ら出てくるのですよ。例えば、1万人から2万人の間は200円もらいますよとか、あるいは2万円から5万円の間は300円もらいますよとか、それからまた、5万円以上は等々出てくるのだけれども、外国では、定率制を取り入れてやっているのですよ。定額制でなく定率制。金額によって宿泊税をかけましょうと。

この定率制の方から大きな税収増になるのですよ。定額であつたら、1万円の人が何人入ったら幾らか決まります。この額によって、それこそ外国人の富裕層の方々が洞爺湖温泉に泊まると相当なお金を落としてくれるでしょう。定率性のほうが税収が伸びるのですよ。これは目的税ですけどもね。

そういったことを、議論を深めていきたいな、行かなければならないだろうと思うのですが、現在の宿泊税に対するトップリーダーの見解と、それと、観光協会あたりは観光協会イコール旅館組合あたりは、現在のところどういう見解なのか。簡単をお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員からお話ありましたように、北海道の自治体では倶知安町が導入済みということで、また、16市町村が宿泊税導入に向けた形で、北海道のほうも、今日からですか、道議会が始まりまして、宿泊税についてお話があったと思いますが、今回この町としても、これまで何度か旅館組合との懇談を重ねていったときに、入湯税の使途や宿泊税導入に対する意見交換をしていたときに、今回この旅館組合から宿泊税の勉強会を開催してほしいという意見がございました。その中で、近々開催できるよう現在準備を進めているところでございます。そういった中で、町としても導入に向けた検討をするべきか否かを含めて意見交換をまずはしていこうということでございます。

それと、今お話ありました定額、定率についてでございますが、現段階では定額制ですとか、定率ですとか、そういった検討に至っていないところでございまして、恐らくそういう流れになれば、複数の税額パターンというのが出てくるとと思いますが、まずは入り口のほうで、道のほうも2027年程度ということですので、ちょっとまだ不透明なので、まずはちょっと意見交換からさせていただきたいと思っております。そのような状況です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これから協議をするということですね。定額制でも定率制でも、導入するということになれば、協議をするということは、それはそれとしていいでしょう。ただ、自分は、心がけておかなければならないのは、有珠山と共存をしている町であります。有珠山噴火災害などはあってほしくない。でも、過去の例から見ると、学者の方々や専門家に言わせると、30年周期で噴火があるのではないかと、こういうことになっていますよね。

ただ、東日本の大震災が発生してから、大きく地殻変動が変わって、早くなるかも分からないし、遅くなるかも分からない。したがって、何とか、噴火なんてあってほしくないから、ないようにお願いしたい。遅くなるようにお願いしたい。

だけれども、今日は割愛しますけれども、噴火災害に対応できるような、やっぱり環境を整えておかなければならない。いわゆる防災対策などもしっかりと定着できるようなことを考えながら、住民の命と財産を守るという、そういう行政の骨格からいけば、そのことをしっかり持つておかなければならないのだろうと思う。

有珠山と共存している町として、前回2000年のときは23年で来たわけですから、もう24年たっている。したがって、そういう災害はあってほしくないのと、これから、国としても、未曾有の災害が多く発生しています。いろいろなところで。それで今回も、1月元旦には能登半島の地震が発生して、相当な被害を被って、激甚災害が適用されている。

過去の有珠山噴火災害でも、激甚災害法が適用されて、ある程度公共施設等々を造る場合については、9割補償などとなってきたけれども、そういう災害が発生したときに、今までみたいな、例えば自由に使える義援金などは、それはそう期待するものではないと思っています。

今ここで、簡単でいいですから、2000年の噴火のときの義援金というのは、総務課長、幾らでしたか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先日の一般質問の際にも答弁させていただきました。29億円ほどと認識をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 29億円の義援金をもらって、今でもその義援金が基金として積立されているという状況ではないですよ。それで、宿泊税を例えば導入した場合に、やっぱり何ととっても、どういうところに使うのだよと、この使途ですよ。やっぱり観光に来た方々から宿泊税もらうわけだから、観光を飛躍させる、躍進させるようなことでのやっぱり宿泊税になるだろうと思うのです。

だから、一般財源に取り入れるとか何とかではなくて、基金として、やっぱり後々の噴火災害に対応できるような、そういう積立をしておくというのが私はよろしいのではないかなという気がするのですけれども、今現在の基金は簡単に、幾らですか。自分は分かっていますけれどもね。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 令和５年度末の観光開発基金の残高は、２億163万6,000円……。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 観光開発基金の令和５年度末の現在高でございますけれども、今、観光課長が申したとおり、２億163万6,000円の現在高です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○９番（越前谷邦夫君） あと、４月現在では１億1,500万円ぐらいだったよね。それは監査報告されているのだけれども、４月現在で。それから積立てが始まったのかな、２億何ぼということになると。どちらが正しいのか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今、正しい額が令和６年３月末で２億163万6,000円の残高で、恐らく300円のうち150円は基金に積立てしておりますので、その分が増えたのかなというふうに。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○９番（越前谷邦夫君） いずれにしろ、２億円ちょっと基金として積立てしてあると。それは大いに結構なことなのだけれども、やはりもし宿泊税を導入することになったならば、頂いたのは、やっぱり一般財源に入れるということじゃなくて、やっぱり将来の観光開発にも結びつける、あるいはまた災害にも充当できるような、そういう積立てをするというのが本来の姿ではないかなという気がするのですけれども、その辺、一言で、どう考えていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今まだ検討の段階でございますけれども、今、議員おっしゃったように、現在徴収している入湯税超過課税分と同様に、基金に積立てをしながら、観光振興策及び観光施設整備、そしてまた次期有珠山噴火災害時に充てるための積立てが用途になってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○９番（越前谷邦夫君） 最後に、先ほどのまちづくりの洞爺湖観光の対策、対応等々については、今日はちょっと割愛して結構ですけれども、ただ、この宿泊税を導入するか否かについては、いつ頃までに結論を出そうとしているのか。

というのは、よその町では、2027年度からするとかという、2026年度からするとか、そういうことになっているようですが、他の町とか市は。もし洞爺湖町で宿泊税を導入したら、スタートラインは何年度からですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 宿泊税の関係でございます。

ちょっと補足を先にさせていただきますと、令和２年に、議員ご承知のとおり、入湯税を150円から300円に上げる際に、将来見込まれる宿泊税を見込んで300円にするという話で動いていた経緯がございます。

それで、そのうちの150円については、先ほどのような基金に積んで、将来の噴火災害に備えるようにということでスタートしたのが令和２年なのですが、ご承知のように、コロナ禍によって、そんなにお客様が来ていただけなかったもので、そんなに上積みされていないということでございますが、目的はそういうことでございます。

それともう一つ、宿泊税の関係でございますが、先ほど申し上げた入湯税の300円分の150円の使い方について、私ども、観光協会、それから旅館組合の方々と相談させていただいています。それで、２回ほど相談させていただいていますけれども、まだ時期は明確ではなく、なおかつ、私ども、入湯税、北海道の入湯税、それから町の宿泊税となると、かなりちょっと、地域、窓口の方に大変ご迷惑をかけることもあるのかなと思ひまして、先ほどから話をさせていただいているように、協議はしているのですが、この議会が終わった後に、また改めて観光協会、旅館組合の方々としっかりとお話をする機会を設けるようになってございますので、今ちょっと期限については申し上げられない状況だと思ひたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○９番（越前谷邦夫君） それでは、時間は18分よりないかな、漁業振興について、ちょっと割愛しながら、理事者というか、トップリーダーの見解を伺っておきたいと思うのですが、今、答弁を求めると時間がかかりますから、自分のほうで言います。

2023年の３月末段階で、虻田の漁業協同組合の生産売上高、これは約12億円でした。そして、去年の東電の処理水を放出されたということで、それで中国あたりが輸出、輸入をストップさせると、北海道の水産物を。そのことによって、驚くなかれ、2024年３月末段階では、売上高約５億円ですよ。2023年は12億円あったのが５億円ですよ。これは確かに後で東電からの補償のほうも入ってくるかと思うのですけれども、いずれにせよ、７億円の売上げがダウンされている。

それで、簡単に言いますからね。最北の漁業のまちといったら猿払ですよ。猿払は、約50億の当初予算のところ、税収がトータル約５億何ぼであるのだけれども、２億何ぼ、ホタテが輸出できなくなることによって、２億何ぼでもう、税収を上げることができない。あそこは漁師のまちであるだけに、漁業者が何といっても260人ぐらいいるのですよ。ここは全然問題にならない。そういったことで、いろいろこの処理水が地方自治体に対する影響度もすごく出てきている。

それで、物すごく自分はこれも心配しているのだけれども、心配性のほうが高いと分らないけれども、水温が１度、２度上がることによって、魚に対する生育に対しては、物すごく影響があるのですよ。１度、２度の変化によって。今年春先にイワシが大量、それこそ沿岸に打ち上げられたというのは、あれも結果的には水温だといいます。水温の振りが、今、

沖合にいるのがもう、どこへ行くのか路頭に迷って、そしてイワシなんかも大量に上がったというのも、そのことのようなのです。だから1度、2度の水温の変化というのが、噴火湾の養殖漁業にも非常に影響が出てきている。

漁業者に聞くとね、いわゆる年々不安を感じていると。本当にこれから何十年もホタテ養殖できるのかなということも含めて心配しているということなのですよ。だけれども、巨額な投資をしているわけでありますから、簡単にはやめることができないけれども、これから何点か例を挙げて申し上げますが、トップリーダーの見解を伺っておきたいと思うのだけれども、温暖化の影響で、北海道近海のコンブがありますよね。世界でコンブの種類というのは何種類あるか、分かっている人はいますか。19種類あるのですよ。その中で、11種類が北海道近海のコンブなのです。全世界で19あるコンブが。それも、磯焼けによって壊滅状態にあると悩んでいるのです。

それで、前後になって申し訳ないのですが、先ほどホタテのことを申し上げたけれども、ちょっと付け加えて申し上げさせてもらいますけれども、東電の処理水が放出される前は、キロ単価は、中国へ行くのに380円でした。それが今年度は、貝毒が発生した原因があつて、加工の方々が単価を下げて、80円ぐらいになったときもあったというのですよ。そうすると先ほど言ったように、7億円のあれで大変な漁業者の痛手があったということを分かってくれると思うのですが。

それで、養殖の事業に各自治体が随分力を入れてきている、全国的に。一つの例を挙げると、埼玉でサバの養殖ですよ。海がありません。後で申し上げますけれども、海のないところでもサバの養殖に入っている。ここに近いところでは、白老でホッケの陸上養殖を始める。これは、寄生虫などはできないらしいですよ、陸で養殖するのには。刺身もオーケーと。

それから、一昨日の新聞で明らかになっておりますが、豊浦でナマコの養殖。自分は、ナマコの養殖に、声を大にして今までやってきたのだけれども、それは自然石、投石をしてくれということで、前長崎町長時代にもお願いしてやってもらったのだけれども、豊浦で沖で陸でナマコの養殖が始まったのです。

それから、時間の関係がありますから、あと10分よりないかな。そういうことでなったわけでありましてけれども、やっぱり洞爺湖町でも、漁業者の副業になってもいいのではないですか。ホタテはすぐにやめられない。当たり前ですよ。何億円も投資しているのですから。だとすれば、噴火湾の水温に合った養殖に着手する。あるいはまた、陸で養殖するという、自分はやったらいいのではないかなと思っていたら、豊浦で、これは北海道で民間でやるのは初めてなのだってね。これは新聞に出ておりましたけれども。

そういうことで、ぜひ洞爺湖町においても、今、漁業者は大変な思いでいます。漁業者を将来的にも救済するということで、陸で養殖できるように。例えばよそへ行ったら、陸でウニを養殖しているのです。コンブも陸で養殖しているのです。これは、なぜそういうことになっているかということ、実は、岡山大学で、水を改良して、特に分かってくるな、魚でも、陸で養殖できる、そういう水を開発したのですよね。だから、何にも、海がなくても養殖で

きる。これを何とか洞爺湖町においても、漁業者の救済ばかりではなくても、洞爺湖町全体の収益に結びつけるような、そういう養殖事業というものを着手してはどうかと、そんな気がするのですよ。

だから、自分は、最後に、時間は10分よりないのだな。

それで、実は、特に聞きたいのだけれども、前のホタテに戻しますよ。どういう、すぐに養殖をやるべきだと思うのだけれども、考え方があるかないか、後で答弁をお願いします。

それで、最後にホタテのことで、もう一回、東電のあれで、ああいう処理水が放出されて、中国あたりが輸入、輸出をストップかけるとなったときに、噴火湾の自治体やら、関係者が一堂に集まって、やっぱり協議を深めましたよね。道に働きかけるとか国に働きかけをするとか。ということで努力をされたのは分かるけれども、例えばホタテの販路拡大とか、それは昨日もどなたかが申し上げたように、これは国サイドでやらなければならない課題ですよ。だけれども、東電でそういう放出されて、どんな賠償があるのかなと、補償があるのかなと、そういうことの窓口を長万部につくったわけですよね。長万部につくって、これは予約制ですけども二、三人、東電の職員を常駐させるということでしたよね。今でもその窓口というのは健在なのかどうなのか。

というのは、我々前浜の漁業者の方々も、賠償に対する懸念とか、そういったものが、声が寄せられているのかどうなのか。その辺をまず伺っておきたいと思うのですが、簡単をお願いします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

私のほうで把握しているのは、漁業者さんのほうから漁協に対するALPS処理水に係る相談件数のみを私のほうで把握しています。

それにつきましては21件ほど、補償の金額や支払われる時期、また、融資の相談を受けているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） この窓口は、長万部と、それからオホーツクのほうにも窓口を開いたのです。やはりそこそこ、今、虻田のほうでも21件ということでもありますから、噴火湾全体を考えると、恐らくもう100件以上の声が出ているのではないかなと思うのですよね。それで、数多く相談があれば、常駐人数も増やすということまで言われてきたのですけれども、今実際にそういう窓口を開いているのかどうなのか。

それから、最後に、時間の関係がありますから、1回だけ首長さん方が集まって、これからの国に働きかける、あるいは道に働きかける、そういう内容等々を協議されたと思うのですけれども、1回で終わっているのか、それとも漁業者の苦慮というものを把握した中で、何回も何回も噴火湾の首長さんたちが集まって、あるいはまた漁業協同組合の方々も集まって、どう道に働きかけするか、国にどのようなことを働きかけをしていくのかという、そう

いうまとめの協議会というものがどのぐらい開かれているのか。簡単に。4分よりないです。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 先ほどの答弁で少し答弁が漏れましたので……。

まず、窓口は現在もごさいます。また、私が昨年10月からこの任についているのですが、それ以降は首長が集まるような協議会というのは開催されていないような状況でございます。以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員の方からありました胆振の噴火湾と、各1市2町は、個別にはやっているのですが、横の連携というのは、雑物のこの間の協議会だけでありました。

それで、来週25日に、いぶり噴火湾の総会がございますので、その前の段階で堀井市長と村井町長と私と、やはりもう少し頻繁にやっていかなければいけないということで、岩田組合長とも連携しながら、今、議員ご指摘のとおり、しっかりと歩みを一にして、そして各市町の担当も、横の連携も、もっと以上に取り組んでまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） あと2分だ。

それで、漁業者の方々が収入減になって大変苦慮していますよ。令和5年度も6年度も、行政も努力されていることは理解していますけれども、しかしながら、今、漁業者の方々は、自動耳吊り機、それをTEC-3というらしいのだよね、これをぜひ、1台420万円ぐらいかかると言っていた。だけれども、これをぜひ、何台か希望する漁業者の方々に助成をするということも考えて、助成の拡大というものを、行政はもう少し考えていただきたいなと思います。

最後になりましたが、3番目は9月の議会に回させてもらいますけれども、そういうことで、何とか漁業者も、行政も、一般住民も一体となって、この難局を乗り越えていくというそういう姿勢を明らかにしていただきたいと思うのですが、15秒で何とかお願いします。

○議長（大西 智君） 簡潔に。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員からおっしゃっていただいた漁業振興について、しっかりと1市2町、また、いぶり噴火湾とも連携を深めながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時31分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、会議を続けます。

◎報告第 4 号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第 3、報告第 4 号令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

報告第 4 号令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

次の 2 ページをお開き願いたいと思います。

八つの事業を繰越明許費として令和 6 年度に繰越しするものでございます。

まず初めに、2 款総務費 1 項総務管理費公有財産管理事業で、洞爺地区廃屋施設解体事業でございます。これにつきましては議案第 6 号にて契約に係る審議をいただくものでございますが、解体工事が年度内に完了できないことから 1 億 3,000 万円を翌年度に繰越しするものでございます。

同じく 1 項の総務管理費で、地域公共交通対策事業でございます。車輛購入事業で、洞爺地区のデマンドタクシーに使用予定の車両の納入が年度内に間に合わないことから 574 万円を繰越しするものでございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ふりがな改修事業でございます。これも年度内に完了できないことから 449 万 8,000 円を翌年度に繰越しするものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、心身障害者援助事業で、障がい者システム改修事業でございますが、システム改修が年度内に完了できないことから 147 万 8,000 円を翌年度に繰越しするものでございます。

5 項保育所費、常設保育所運営事業、外構工事実施設計でございますが、計画等を見直しによりまして年度内に完了できないことから 616 万円を翌年度に繰越しするものでございます。

14 款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費、事業名は住民税非課税世帯臨時給付金事業 352 万 8,000 円、それから低所得者世帯支援給付金（均等割のみ課税給付）事業 985 万 5,000 円、それから低所得世帯支援給付金（子ども加算）事業 110 万円でございますが、いずれも実施年度が翌年度にまたがることから翌年度に繰越しするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第5号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書3ページになります。

報告第5号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越についてでございます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費を繰り越し、継続費繰越計算書を調製したので、同条同項の規定によりまして報告するものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

1款水道事業費用1項営業費用、洞爺湖取水ポンプNo.2分解整備修繕でございます。継続費の年額でございますが、360万円のうち、前払い金として340万円を除きました20万円を翌年度に通次繰越しするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越についての報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、5ページをお開き願いたいと思います。

報告第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、次のとおり報告するものでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書でございます。このページは地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1款資本的支出2項建設改良費、虻田下水終末処理場外改築更新事業でございます。日本下水道事業団と工事委託契約協定を締結しておりました令和5年度の事業費1億7,140万円のうち、支出済額4,400万円を除いた1億2,740万円を翌年度に繰越しするものでございます。この要因でございますが、世界的な資材の不足による特注品の監視制御設備の納期等が遅れたことにより発生したものでございます。

次に、7ページをご覧くださいと思います。

地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定による建設改良費の事故繰越額でございます。

1款資本的支出2項建設改良費、事業名は虻田下水終末処理場外改築更新事業でございます。これにおきましても日本下水道事業団と工事委託契約協定を締結した令和5年度の事業費2億9,300万円のうち、支出済額1,400万円を除きました2億7,900万円を翌年度に繰越しするものでございます。

繰越しの主な要因といたしましては、先ほどと同様に世界的な資材の不足により特殊品のポンプ等の納期が遅れたことにより発生したものでございます。

なお、これにつきましては議案説明資料の1ページに詳細資料が添付してございます。お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を終わります。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第3号指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の

一部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例は、次のように定めるものでございます。

先に本改正の趣旨を説明させていただきますと、令和6年1月に厚生労働省令、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されております。このことから関係する四つの条例を改正するものでございます。

概要でございますが、令和6年度の介護報酬改定に合わせまして、介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護職員の処遇改善を進めることに加えまして、柔軟な対応や良質なマネジメントの確保として、医療機関との連携体制の構築、それから高齢者虐待防止等の取組、そして柔軟な働き方、サービス提供に関する取組、良質なケアマネジメントの確保に向けた環境づくり等の改正を図るものでございます。

補足の説明をさせていただきます。この議案説明資料では、2ページから64ページまで膨大な新旧対照表となっておりますことから、簡単にというわけではないのですが、議案書に沿って概要を説明させていただきたいと思っております。

また、基準省令の改正による本条例の引用規定の条項、それから経過措置による削除、地区の改めに関する説明は省略させていただきたいと思っております。説明については、改正点を説明させていただきたいと思っております。

それでは、8ページの中段になります。第1条洞爺湖町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正についてでございます。

下から11行目になりますが、第7条中「同一敷地内にある」を削るとございます。これにおきましては、施設管理者の兼務範囲の明確化に伴いまして、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所や施設でなくても差し支えない旨を明確にするものでございます。

同じページの下から10行目になりますが、24条がございまして、ここに第8号と第9号を加えるものでございます。この規定は、身体的拘束等の適正化の推進を図るために、介護サービス等につきまして、当該利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きまして、身体的拘束を行ってはならないとしたものでございます。また、身体的な拘束等を行う場合は、記録を義務づけられるものでございます。

次に、一番下から2行目に34条があると思っております。第34条に第3項を次のページに加えたものでございます。この規定につきましては、事業所の運営規程の概要等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけたものでございます。

9ページの上から4行目になりますが、第42条に第5号を加えるものでございますが、この規定は、身体的拘束等を行う場合の記録を5年間保存するものとした内容でございます。

ページを飛んでいただきまして、11ページをお開きいただきたいと思います。11ページの下から11行目でございます。92条があるかと思っております。92条に第7項を加えるものでござい

ます。この規定は、身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催と周知の徹底及び指針の整備、介護職員その他従事者に対し研修を定期的実施するとした内容でございます。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。上から2段目に106条があると思いますが、106条の次に160条の2として1条加えたものでございます。この規定は、介護現場の生産性の向上として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけとしたものでございます。

12ページの真ん中、下から16段目でございますが、125条があると思います。そこに2項から6項を加えたものでございます。この規定は、協力医療機関との連携体制の構築を図るものでございまして、高齢者施設内での対応可能な医療範囲を超えた場合には、協力医療機関との連携の下、適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する他の地域の医療機関等と実効性のある連絡体制を構築する内容及び新興感染症等の対応を行う機関との連携を記した内容となっております。

次に、13ページ中段、上から14行目、130条があるかと思います。そこに11項を加えるものでございまして、この規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従事者の負担軽減を図る内容でございます。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。下から2段目でございますが、第165条があると思います。そこに第2項を加えるものでございます。この規定は、協力医療機関との緊急時において必要に応じた対応方法の見直しを図るとした内容になっているところであります。

次に、16ページになります。上から5段目に187条があります、そこに第5項を加えるものでございます。この規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設におきまして、ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、管理者は少人数のユニット型施設の管理に関わる研修の受講をするよう努めるとした内容となっております。

この17ページから26ページまで、第2条から第4条までの改正が書かれておりますけれども、今の改正条例の第1条と内容が重複しているものがありますので、それについては省略させていただきます。

17ページでございますが、第2条が上から4段目にあると思います。洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正についてでございますが、この第2条につきましては第1条の改正理由の8項目が同じ内容となっておりますので、ここにおきましては説明を省略させていただきます。

20ページをお開き願いたいと思います。下から7行目でございますが、第3条洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

下から4行目から21ページにまたがるのですが、第4条に2として次の1項を加えるもの

でございます。この規定は、介護保険法の改正によりまして指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者との指定となったことによる包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に限定する改正によるものでございまして、指定居宅介護支援業者は指定を受けて指定要望を行う場合の従業員の基準を定めたものでございます。

21ページになります。第5条に3と4の2項を加えるものでございます。この規定におきましては、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援者の支援の円滑な実施を図るもので、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者に関する基準を定めるものでございまして、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないが、確保が著しく困難な場合には指定支援専門員を管理者としてできる内容としたものでございます。

次に、22ページをお開き願いたいと思います。下から6行目に第32条がございます。第32条第16号にイとウを加えるものでございます。この規定は、利用者の居宅への訪問頻度について新設される規定に伴いまして、「利用者の居宅を訪問し」を削除する内容であり、テレビ電話装置を利用して面接することができること、それから、人材の有効活用及び指定介護予防サービス事業者との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、モニタリングについて、これまで同様に訪問を原則としつつも、利用者の同意やサービス担当者会議等において、主治医や担当者の合意を得て、少なくとも2回に1回訪問して、面接する場合には、訪問しない場合にはテレビ電話等活用し、モニタリングを可能とする内容となっております。

それから、23ページの下から14行目になりますが、第32条に29号を加えるものでございます。この規定は、指定居宅介護支援者による指定介護予防支援の円滑な実施を図るとして、町として管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定を受けて町から情報を求めた場合は、介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供を義務づける内容となっております。

続いて、第4条になりますが、洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正でございます。

このページの下から2行目になりますが、第5条中、利用者の変更及び同条に3項を加えるものでございます。この規定は、ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数の改正に伴いまして、指定居宅介護支援事業ごとに1以上の常勤のケアマネジャーを置く必要となる人員基準の見直しを改正する内容となっております。

24ページになります。中段にございます第7条第2項でございます。これにおきましては、利用者または家族に対して説明対象を誰にするかを明確にするための改正となっております。フロッピーディスク等の媒体を指定する規制を見直しとして、新たに情報通信技術の導入や活用に円滑に対応する観点から幅広い媒体の使用を可能とする旨の明確にした内容となっております。併せて、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供において、特定の事業者を選択する助長とならないよう、居宅サービス計

画において理解を得るよう努めるとした内容となっております。

26ページをお開きください。附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、越前谷議員。

○9 番（越前谷邦夫君） ちょっと質問というか確認をさせてもらいたいのですが、20ページの第4条中の、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならないと。ここでいう専門員の数というのは何名なのか、そして、その専門員は業務内容としてどういうものがあるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

ここでいう人数は1人ということでございます。

業務に関しましては、ケアマネジメントの業務という形でうたわれているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9 番（越前谷邦夫君） この文章でいくと、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員をと、1以上のと書いていますけれども、それでも洞爺湖町の場合は1名ということなのか、そして、業務内容を、もう少し具体的なものをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

この改正によりまして、介護支援事業ができる事業所が指定された場合に、そこには1名の職員がつかなければならないという意味でございます。

具体的な内容でございますけれども、そこに関しましては、ケアマネジャー、要は、要支援者に対してのケアマネジメントの計画書等の作成等についての業務という形でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はありますか。

2 番、小林議員。

○2 番（小林真奈美君） ちょっと幾つかその文章にも慣れていなくて分からない部分が多かったので、お願いします。

まず1点目、最初の8ページのところの身体拘束についてなのですが、そこには緊急やむを得ない場合を除きというふうにあるのですが、緊急やむを得ない場合というのは具体的にどのような場合なのか教えていただきたいのと、それから、その上に同一敷地

内にあるというのを削られて、兼務できるというふうになったのですが、最大幾つの施設まで兼務できるのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、9ページの上のところの3で、ウェブサイトに掲載しなければいけないというところがありますが、洞爺湖町内の事業者の方たちはみんなウェブサイトを持っているのかどうかというのを教えてください。

その次に、11ページです。下のほうの第92条なのですけれども、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するというふうになっていますけれども、このメンバーというのは、内部だけの、その事業者内だけのメンバーなのでしょうか、ほかからの第三者的なメンバーが入るのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、定期的に研修するという部分があったと思います。11ページの一番下、ウのところ、介護職員その他の事業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとなるのですけれども、定期的というのはどのくらいの定期的なのかということもお教えいただきたいと思います。

それから、15ページになります。協力医療機関の関係なのですけれども、洞爺湖町内というところ、この協力医療機関というのはどこになるのかということをお教えてください。

22ページの下の方の第32条第16号のところから23ページにかけてのところなのですけれども、23ページの上の方に、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときはというところの部分で、これでいうと、2期間に1回は、テレビ電話等でもいいということになると、直接居宅に行き利用者を実際に確認するのは6か月に1回というふうな形に取られるのかなと思うのですけれども、それでいいのかなということです。

それから、ケアプランに関わって、23ページが一番下第5条第2項のところ、利用者の数が35から44人に、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が44人になるという、そういう理解でいいのかということです。

以上です。たくさんあって申し訳ありません。教えてください。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 数が多くて、申し訳ございません。順にご説明いただきたいと思います。

まず一つ目です。緊急やむを得ない場合ということですが、介護業務等におきましては、当然、健常といいますか、普通の状態ではない方と接している状況にありますので、例えば薬を何かで、本当に急に暴れたりするような場合ですとか、そういったときには三角巾なりタオルで、どうしてもその方を落ち着かせなければならないだとかというような状況のことを示しているということで承知しているところでございます。

同一敷地内の何か所までということのご質問ですが、これに関しましては、何か所というふうなうたい方はしておらず、要は、管理者もこれまでも範囲を軟化するといいますか、結局これまでその管理者の責任度合いといいますか、これだけ現在、介護業界での人員

不足も含めて、これはうちの町だけではないという形の中での今回委員会での、これまでの協議、検討してきたというように確認をしているところでございますので、そこに関しましては、あくまで何か所ということではございませんで、その敷地内の部分を削除するというような明記での理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、各事業所のウェブサイトの整備状況についてというところでございます。一応町内にある施設に関しましてはウェブサイトのほうは整備されているというところでございます。

あと、委員会のメンバーということでございます。この委員会のメンバーにつきましては、一応各施設内での職員のメンバーという形で認識しているところでございます。

それから、定期的な研修の回数というところでございますけれども、これは回数におきましても、何回から何回というようにうたわれてはおらず、定期的にという意味では、その事業者の決めた回数というような形でいるという内容でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員、私語は慎んでいただきたいと思います。

○介護高齢課長（兼村憲三君） これは、どこの協力医療機関かというところでございますけれども、これは洞爺湖町内の医療機関というところでございます。

テレビ電話装置の関係で、2か月に1回ということですが、あくまでこれは、これを絶対するということではなくて、例えば1月には何十人、そして2月にはまた別な何十人というようなシステムサイクルで3か月に1回というようなことで今までやってきております。それを軽微な、例えば状態が軽度の方に対しての訪問等の部分を、そこをテレビ電話等でも活用して、内容を確認、状況を確認できるというような内容の改正でございます。6か月に1回しか会えなくなるという意味では当然ございませんので、そこに関しましては基本的には3か月以内に一度訪問、確認するというようなことに加えてテレビ等の確認もできるようになったというようにございまして、あくまでもそれは本人との確認状況の中で、そういうふうにやってもいいかというようなことの確認をした上でということです。

それから、35人が44人ということの変更になりますけれども、これはケアマネジャーの方、これまでは35人の方に1人つけなければならないというところだったのですが、それでいくと例えば36人になるとケアマネジャーを2人つけなければいけないということが人員的に配置が厳しいということで、これは44人までケアマネジャーは1人でいいですよというような改正の内容です。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） そもそもこの条例改正、関係条例の整理なのですが、見ていると、小規模多機能型居宅介護事業所ですとか、巡回・随時対応型訪問看護事業所、指定夜間対応型ですとか、町内にない業者、事業所のことも入っていますよね。そのところを言ったほうがいいのではないかなと、多分全部が入っているわけではないので、該当しない部分も一緒

に条例改正ということは話したほうがいいのではないかなと思います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 今回の条例改正につきましては、この地域密着型サービスの関係でいきますと、町内にない事業所の改正も併せてやっております。というのは、ないから改正するということでは当然ありませんで、例えば住所地の特例制度というものが実はあります。実は介護保険は、原則的には住民票のある市町村が保険者ですので、そこに関して保険料を払うという形にはなるのですけれども、例えばそれが町以外に転出しましたというところでの介護施設になりましたら、それが例えば町にはない施設が、そこに行ったときに、それがうちの町にはない施設に合致すれば、それはこの内容でやるというようなことの含みも入っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第4号工事請負契約の締結について、高砂団地1号棟改修工事を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の27ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、高砂団地1号棟改修工事。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地1。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9,790万円でございます。

5、工期、契約の日から令和6年12月13日まで。

6、契約の相手方、リフォーム成田・加藤経常建設共同企業体。代表者は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地、リフォーム成田株式会社、代表取締役、三橋憲二。構成員は、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤恵蔵。

議案説明資料の65ページに建物の概要等が記載されております。この概要でございますが、経年劣化が進んでいる建物の屋上及び外壁の長寿命化の改善を実施するものでございまして、建物の長期的な活用を図るため、屋上防水改修工事、それから外壁改修工事などを行うものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8議案第5号工事請負契約の締結について、高砂団地3号棟改修工事を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、28ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、高砂団地3号棟改修工事（建築工事）でございます。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地1でございます。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6,380万円となっております。

5、工期、契約の日から令和6年11月15日までとなっております。

6、契約の相手方、清水・橋本経常建設共同企業体でございます。代表者は、虻田郡洞爺湖町入江162番地3、清水建設株式会社、代表取締役、三好健一。構成員は、橋本建設株式会社、代表取締役、橋本志津男でございます。

これにつきましても議案説明書の66ページに建物の概要等がございますので、ご覧いただきたいと思います。概要につきましては、経年劣化が進んでいる建物の屋上及び外壁の長寿命化の改善を実施するため、建物の長期的な活用を図りたいことから、屋上防水の改修工事、それから外壁改修工事を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9議案第6号工事請負契約の締結について、洞爺地域観光施設解体工事を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、29ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号工事請負契約についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事におきましては、町におきまして景観づくりを基本として計画を進めているとこ

ろでございます。この景観を害している廃屋施設があることから、このたび観光庁の解体補助の採択を受けたことから、工事請負として契約し、年内に完了するものでございます。

1、工事名、洞爺地域観光施設解体工事。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地、193番地の5。

3、契約方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億560万円。

5、工期、契約の日から令和6年11月29日まで。

6、契約の相手方、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地、リフォーム成田・道南重建工業特定建設共同企業体。代表者は、リフォーム成田株式会社、代表取締役、三橋憲二。構成員は、道南重建工業株式会社、代表取締役、澁木勉でございます。

議案説明資料の67ページに工事概要は記載しておりますが、対象物件は、旧ホテル洞爺サンシャインの解体工事で、鉄骨一部鉄筋コンクリートで、3階建て地下2階の5階建てでございます。面積としては1,839.76平方メートルと、その附帯設備となっております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を2時10分いたします。

（午後 1時57分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けます。

（午後 2時10分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の30ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億354万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,554万6,000円とするものでございます。

第2条でございます。第2条の債務負担行為の補正につきましては、地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものとするものでございますが、これにつきましては事項別明細書の中で説明させていただきます。

第3条地方債の追加でございますが、第3表地方債の補正による。

地方債の補正につきましても事項別明細書の中で説明させていただきます。

それでは、事項別明細書をお開き願いたいと思います。4ページ、5ページをお願いいたします。

先に、この6月会議の補正予算でございますが、一つ目としては、前年度決算金の繰越金でございます。それから2点目が、令和6年度の税制改正によります個人住民税を定額減税するほか、所得税、住民税が定額減税し切れないと見込まれた方に対しまして、その差額を調整する給付金事業、それから、国の補助事業である共創・Ma a S実証プロジェクトにおいて、当町の公共交通と、まちポイントの活用による地域活性化事業が採択を受けたことによりまして事業費の計上をさせていただいているところでございます。

それでは、詳細を説明させていただきます。

まずは歳入でございます。

1款町税1項町民税1目個人現年課税分でございます。所得割2,882万円を減額するものでございます。当町の個人住民税の定額減税による減額でございます。対象者は4,770人を見込んでいるところでございます。

次に、10款1項1目の地方特例交付金、定額減税減収補填特例交付金といたしまして2,882万円を増額するものでございます。国が先ほど言った補填で10分の10を補填されるものでございます。

次に、13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金でございます。水利施設保全高度化事業休業補償費分担金で357万8,000円の増額でございます。これは、土地改良事業の休業補償に係る農家負担分の徴収金でございますが、歳出で詳しく説明させていただきたいと思います。

次に、15款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金で、デジタル基盤改革支援補助金で1,496万円の減額でございます。戸籍情報システムの標準化に関わる改修を令和 6 年度単年度で予定してございましたが、委託業者の作業工程がどうしても令和 7 年度までの 2 か年になるということから事業を変更し減額するものでございます。

2 節の企画費補助金でございます。地域公共交通確保維持改善事業費補助金で5,230万円の増額でございます。この補助金につきましては、国土交通省が所管する共創・M a a S 実証プロジェクトでございまして、交通事業を含めた複数の関係機関との共創により暮らしの仕組みをつくり、地域交通の維持、活性化を国が支援することとなっております、このたび当町が提案したまちポイント活用による公共交通と地域活性化プロジェクト事業として、本年 5 月 9 日付で交付決定を受けたところでございます。定額補助で500万円を超えるものにつきましては 3 分の 2 の補助が採択されたものでございます。概要については改めてまた歳出で説明させていただきます。

6 項の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,365万8,000円の増額、これは、交付金の内訳は歳出でまた説明させていただきます。

19款 1 項 1 目の繰入金で6,250万円の減額でございます。

一つ目としましては、財政調整基金繰入金で8,000万円の減額でございまして、令和 6 年度当初予算で繰入れしていました財政調整基金の一部を基金に繰戻しするものでございます。

2 点目が、公共施設等整備基金繰入金で280万円の増額でございます。洞爺地区の曙会館の改修工事と洞爺ふれ愛センターの改修工事費による増で基金の繰入額の増額となっております。

3 点目が、みんなの基金繰入金で1,470万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど説明しました地域公共交通の共創モデル事業におきまして補助金を頂くのですが、3 分の 2 の残りの 3 分の 1 分を単費分としまして、過疎債ソフト事業、それから、このみんなの基金繰入金で財源補填をするものでございます。

20款 1 項 1 目の繰越金でございます。前年度繰越金が 1 億1,247万円の増額となっております。

6 ページ、7 ページをお開き願いたいと思います。

22款 1 項町債 1 目総務債で、過疎地域持続的発展特別事業債で900万円の増額でございます。

議案書の33ページをお開き願いたいと思います。

議案書33ページの第 3 表でございしますが、地方債の追加となります、共創モデル実証事業におけるまちポイント事業で限度額を900万円で過疎債として借入れするものでございます。

また、事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目の公有財産管理費で、公有財産管理事業で74万2,000円の増額でございます。このうち、通信運搬費で68万6,000円増でございますが、これにつきま

しては、通報装置7か所、通信運搬費、絶縁監視装置・設定等手数料等々、新たに申請手数料が必要になったものから計上させていただくものでございます。

次に、5目の電子計算管理費で情報管理事業でございます。13節の使用料及び賃借料の事務機器等借上料で1,505万9,000円の増額でございます。これにつきましては、サーバー及び文書管理システム更新に伴う関係機関等のリース契約を5年間の長期継続契約を令和5年度に締結しておりました。令和5年度はシステム更新費用を含んだ委託料として計上しておりましたが、本年度以降は借上料として新たに発生するため、予算を計上するものでございます。

7目の財政会計管理費で98万7,000円の増額でございます。償還金でございます。これは、令和5年度の国庫支出金による精算による返還金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と、それから物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金でございます。

続きまして、8目の企画費で地域公共交通対策事業でございます。18節の地方公共交通活性化協議会負担金7,600万円の増額で、まちポイント活用による公共交通と地域活性化プロジェクト事業が国の補助の採択をされたことによるものでございます。

事業概要でございますが、大きく分けて三つほどございます。

1点目が、予約制デマンドタクシーの運行ということで2,845万円ほどでございます。道南バスの湖畔線の代替交通といたしまして、町が予約制のデマンドタクシーを洞爺地区、温泉地区、虻田地区の三つを結び運行するものでございます。

2点目が、まちポイントの創設で3,240万円でございますが、洞爺湖町内で使えるポイントカードを導入しまして、紙で発行していましたが町内の商品券を電子化、イベント参加時のポイントの配付、買物時のポイントの付与等を通じて外出機会の創出、町内消費を喚起し、地域の活性化を図ることを目的としたものでございます。

3点目が、洞爺湖町公式LINEの機能拡大でございます。これにつきましては、タクシーの予約や子供から高齢者まで幅広く役場や公共施設を利用していただきやすいようにすること、また、事業に参加しやすくすること、既に運用しています洞爺湖町公式LINEを強化しまして、町民参加型の協働によるまちづくりにより、便利で住みやすい洞爺湖町に仕向けたものを構築するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業でございます。1,409万7,000円の減額でございます。これについては、11節の役務費で設定変更手数料で79万円の増額、それから、12節の電算システム改修委託料の減額でございます。これにつきまして説明させていただきます。

先ほど開いていただいた議案書の33ページをお開き願いたいと思います。

第2表に債務負担行為があると思います。戸籍情報システム標準化・共通化事業といたしまして、期間を令和7年度までとしまして1,509万2,000円を債務負担するものでございます。戸籍情報システムの標準に関わる改修が2か年となり変更となったことから翌年度へ債務負

担をすることとしたものでございます。

事項別明細書にまた戻っていただきたいと思います。

ちょっと先ほどの下になりますが、13節の事務機器等借上料55万1,000円の増額がございます。これにつきましては、戸籍情報システム機器借上料で機器更新に伴う予算の組替えでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費でございます。全体で1億365万5,000円の増額でございます。4の定額減税調整給付金事業で7,619万円の増額でございます。これにつきましては、定額減税にて控除し切れないと見込まれる方への差額を調整し、給付金を支給する事業でございます。その中で、18節に7,500万円があるかと思えます。給付対象者は現在1,900人を予定しております。

次に、5の新たな低所得者世帯等重点支援給付金事業で2,746万8,000円の増額でございます。令和6年度にて新たに住民税非課税世帯住民税均等割のみ課税世帯に該当する世帯、それから、その世帯で18歳以下の児童に対して給付金を支給する事業でございます。事務費のほかに、18節に負担金補助及び交付金があるかと思えます。西いぶり広域連合負担金としてシステム改修費で88万4,000円、そのほかには非課税世帯給付金で150世帯を予定しておりますので、1,500万円、均等割のみ課税世帯については90世帯を予定していますので900万円、低所得者の子ども加算におきましては33人を予定して165万円となっております。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思えます。

1項社会福祉費2目の高齢者福祉費で、高齢者福祉事業、7節報奨金で369万8,000円の増額でございます。長寿まつり報奨金として1,700円掛ける2,175人を予定しているところでございます。これにつきましては令和5年度まで社会福祉協議会で実施しておりましたけれども、今年度は暫定的に町で実施することとしたところでございます。

次に、5目の社会福祉施設費、洞爺地区集会場管理事業でございます。14節の工事請負費79万5,000円の増額でございますが、曙会館の改修工事を予定しておりましたが、足場の組み方が、安全基準が改正になったということで工事費の増となり、補正をさせていただくものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生管理費で、洞爺地区健康福祉センター運営事業でございますが、119万9,000円の増額でございます。先に10節で212万円の修繕費を減額して、新たに14節で332万を増額するものでございますが、これにつきましては、当初、洞爺ふれ愛センターの窓枠の修繕を予定していましたが、湖畔側の窓の傷みがかなりひどくて、今回全体で雨漏りの防止コーティングをするため工事請負として改修工事のために補正をさせていただくものでございます。

それから、6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費、国営大原地区畑地かんがい維持管理事業で357万8,000円を増額するものでございます。18節の水利施設等保全高度化事業補助金とありますが、これまで期成会において農家から預り金として徴収していました負担金を道の事務検査におきまして、町が農家から分担金として徴収して補助金として支出する

よう指導があったことから補正をさせていただくものでございます。

次に、7款商工費2項観光費1目観光振興費、観光振興対策事業で50万円の増額でございます。25節で復興支援金として台湾地震災害発生に伴う災害復興支援金でございます。2000年の噴火災害におきましても台湾から北海道を通じて町のほうにお見舞金を頂いているところです。また、このたびは台湾の実質的な窓口であります台北駐日経済文化代表処のほうへ復興支援金として送らせていただくところでございます。

2目の観光施設管理費で、月浦公園管理運営事業で62万2,000円の増額でございます。これにつきましては、月浦のポロモイスタジアムの照明機器の交換でございます。

次に、洞爺地区の公園施設維持管理事業で59万1,000円の増額でございます。これにつきましては、洞爺地区の中央公園トイレ、それから浮見堂公園公衆トイレの修繕で小便器の取替え等の修繕の費用でございます。

3目のジオパーク推進費、ジオパーク推進運営事業、18節縄文シティサミットinとうや湖実行委員会負担金で180万5,000円の増額でございます。これにつきましては、当初予算で計上している実行委員会負担金は、北海道の地域づくり総合交付金の2分の1の補助をいただくこととして計上しておりましたが、地域づくり交付金を含んで一度実行委員会に支出するものでございます。実行委員会に地域づくり総合交付金の収入があった後は負担金として精算し戻入することとしているところでございます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

10款教育費4項社会教育費、8節の旅費で費用弁償12万円の増額でございます。これは、教育指導専門員の通勤費の増によるものでございます。

次に、3目の社会教育施設費で、洞爺総合センター管理事業で259万3,000円の増額でございます。これにつきましては、洞爺総合支所の事務補助員の1名の採用による報酬等の増によるものでございます。

13款予備費569万6,000円の増額でございます。前年度繰越金を予備費に計上したところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 私は、企画費です。歳出の8ページ、9ページ、今回出されました共創・Ma a S実証プロジェクトについてちょっとお聞きしたいと思います。

予約制のデマンドタクシー、これは今回通れば10月からすぐできるかなというふうに思いますし、まちポイントの活用、これはなかなか、もう少し時間をかけなければ駄目なのだろうというふうに思います。3番目、公式LINEの活用は、これは使っているものをグレードアップすると、少し強力にするということですから、これもすぐ対応できるのかなというふうにちょっと見させていただけるかなと思います。

ただ、このまちポイントの活用の件ですけれども、正直言いまして、実証実験ということですから、これがうまくなれば一番いいのですが、国土交通省から出ている補助金としてでありますから、実質1年ぐらいかけてという話もされていましたが、この成果が出るか出ないかで、補助金の問題がまた帰ってくるのかなと。最近いろいろな補助金を自治体はもらっていますけれども、その事業自体が進んだり進まなかったり、その各省庁の判断もあるのかもしれませんが、なかなか難しいところがあるのかなと感じています。

このまちポイントなのですけれども、当然店の協力やら住民の周知というのは大変だろうというふうに思います。ちょっと説明を受けたときに、豊浦にポイントカードというのがあるというふうにお聞きしました。とようらポイントというのは、豊浦町の住民の方がカードを作って、2,300人ぐらいの方がカードを作って、そのカードを持って行って、ポイントをためたり使ったりしているというような話でございます。うちはなかなかそのスマホがメインになるのかもしれませんが、ポイントカードも併用しながらというお話もされたと思います。実際、そのスマホの使い方が分からないとか、やっぱりその勉強もこれからするとかという話もありましたが、一般質問でもありましたが、なかなか1年で成果を出すというのは難しいかなと思います。これから、10月スタートするのはデマンドタクシーと、そしてLINEの活用というのを進めているということですから、合致しているのでしょうけれども、まちポイント、この成果が出ないことには難しいのだろうと思うのですが、正直言って、来年4月ぐらいからスタートさせて、商工会に確認しましたら、もう商工会の事業というのはもう年度初めから始まってしまって、子育てですとか、リフォームですとかもう全部もうやっているものですから、このポイントには、今年度は難しいという話もされてました。

ただ、私、この長寿まつりの件でのお話で、ちょっとやめたらいいのではないかなと思ったりしましたが、豊浦町でもやっぱりやっているのですよね、これを。高齢者のお祝いで1万ポイントをそのカードに入れてあげると。するとその方々がそのカードを使って、参加しているところで使うと。そのほかいろいろなあれですか、この目的にありました町民の外出機会の減少を何とか解決したいとありますけれども、豊浦町は本当に結構やっていますね、健診もやっていますし、はつらつ運動教室、高齢者クラブ行事とずらっと並んでいます。こういうことにやっぱりやっていくのだろうと思います。その辺のところを、きちんと住民の方にも知らせなければいけませんし、その辺のところも議会のほうにきちんと整理をして、こういった時代なのですから、絶対こうなってくると思います。お金を使わないで、ポイントですとかとなってくると思うのですけれども、なかなか簡単に成果が出るかというとなかなか難しいような気もするのです。その辺の道筋を、もうちょっと詳しく聞かせてもらいたいなど。実質この2番目のまちポイントは来年の4月からと勝手に思っていますけれども、その辺のところを踏まえて、ちょっともう少し詳しくお聞きをしたいと思っています。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回、7事業費7,600万円で国、国交省の補助事業でございますMa a S共創モデル実証プロジェクトというものに今回洞爺湖町が交付申請の申請をし

て、採択を受けたわけでございます。今、説明いただいたとおり三本柱になっておりまして、一つが予約型の地域公共交通、それで二つ目に今おっしゃっていただいたまちポイント、三つ目に洞爺湖町公式LINEのグレードアップ、機能拡張という中で、ご指摘いただいたとおり、やはりこのまちポイントというのが10月から制度が始まりますけれども、これが町民の方に周知されるのには当然時間がかかるでしょうし、これからこの後、加盟店、協力、参加していただくお店を募集、説明して募集しなければいけません。

何店舗か実際にお店のほうに私も足を運んで、ちょっと今回のまちポイント事業についてということでお話を伺ってきたところ、今、町のほうで考えているのは、町民の方が例えばお店で買物した、それでお店側にもポイント、できたら100円に対して1ポイントとか、そのような形で付与していただけるのがベストなのですけども、そういったところで協力いただけるのかとか、あとスマートフォンとか、今回発行するカードの端末、当然、読み取る機械も必要ですから、そういったところの整備の状況ですとかというところで協力いただけるのかというところの話もちょっと聞いてきました。

やっぱりそのポイントに関しては、お店側は、今これから考えておりますのは、子育て、出産祝い金とか、リフォーム助成事業とか、そういったものも今、商品券で配っているものを今度はポイントで付与したいというふうに思っていますので、そういったところでは、今、地域振興券の処理というのがお店側にとっても非常に仕事が労力というのですか、人手もかかるし、その生産するときも非常に手間取っている中で、そこがポイントになるのであれば非常に助かるので、ぜひ進めてほしいというお話を伺いました。

あとはお店側のポイント付与というところが、物を売ったときに、20%程度がお店の売上げになるそうなのですけども、そのうちから例えばその1%を持っていかれるとなると、非常に、仕入れだとか、いろいろコストが今上がっている中で非常に厳しいという話もされていまして、そこはちょっと時間をかけて、これから丁寧にお店側とも調整はしたいと思っております。

公式LINEのほうですけども、こちらのほうは、今、洞爺湖町の公式LINEというのを既にやっておりますけれども、そこは将来的には、さらに施設の予約ですとか、あとは先ほど紹介いただいたように、高齢者の方が町の健診を受けたときとか、あとはイベントに参加していただいた際に、そういったまちポイントの付与というのもこれから検討していきたいと思っておりますので、まずはその制度の周知について、分かりやすいパンフレットの作成など、まず、この制度について町民や事業者の皆様に分かっていただけるような、まずは周知に努めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 店の問題もありますし、住民の方々への周知、納得というのですか、もあると思うのですけれども、10月にはさすがに間に合わないと思います。この1番目のデマンドも、バスも止まってしまいますから、もうタクシーも動かなければいけませんけ

れども、そのLINEのほうだって、今すぐにでも、この力を入れて、強化しようと思ったらまたできるわけですけども、このまちポイントの件に関して言えば、正直言って、もうはっきり言って、そんな難題を押しつけられたらできませんわって、ちょっと嫌だわという、逆にそういった方が多くなるのではないかなと。

はっきり言ってね、豊浦みたいな、スマホは使わない、これはポイントカードだよといって配るといって、登録してもらって、2,259人の方が登録していて、あと見守り登録というのは小中学生で166人といったら、もう2,500人と、豊浦の人口からすると大部分の方が参加していると、参加しているといつか使っているということになると思います。

見たポイントでも、結構、やっぱり外から見たら分からなかったのですけれども、やっぱりそれなりに、豊浦町内でやっぱり使っているのだなと思いました。豊浦町の場合、行政と商工業者が連携し、町内消費の囲いと住みよいまちづくりをする、そんなテーマで掲げてこれをやっているのですね、豊浦のポイントカードは。ポイントカード、まちポイントの中に、そのスマホとカードを入れるということができたら、そのスマホでという話だと思うのですけれども、なかなか急にはいけないと思うんで、半年かかって来年4月くらいかと思うぐらいですけども、それぐらいの時間を持ってやれたらと思うのですけれども、この実証実験というのは、国土交通省でもう採択されて、10月から始まるとなれば、向こうの評価というのですか、あんまりこれは動いていませんねって、まちづくりの中に、一旦、せっかく補助金を出しているのにあまり進んでいませんねなんて話にもなりかねないのではないかなと思ったものですから、その実証実験の意味合いというのですか、どれだけの時間とか、これの経済の動きとか、そういう判断はどういうふうにされるのかなというのも実は心配するのです。

ですから、急ぎ過ぎというのはおかしいかもしれませんが、6月議会で、すぐ10月に始められるかというとなかなか難しい問題もあるので、その辺は、うちらも年寄り多い町ですから、私も含めて。そういったところはもう少し住民の方々に、各自治会とか連合会で、いろいろなところに分かってもらうような形でスタートしてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今ご指摘いただいたとおりだと私も思っておりまして、10月からすぐこのまちポイントが制度スタートするというふうには、今のところ非常に厳しいのかなと思っております。それに向けて、まずは、この補正予算後に、まずパンフレット、分かりやすい制度の周知をこれからすぐ着手します。

交付金、ではいつまでに成果を出さなければいけないのかというところのご心配ですけども、そこは令和7年度にかけて、このまちポイント制度の仕組み、まずはこの仕組みを導入するということに意味があるのかなと。隣の豊浦の例も紹介していただきましたけれども、やっぱりうちの洞爺湖町にとっても、まちポイントという制度が、すぐ1年、2年では厳しいかもしれないのですけれども、将来的な5年先、10年先を考えたときには、例えば

キャッシュレスだとか、そういったところも今普及しておりますので、そういったところにも対応するというのにも必要ですし、そのための仕組みづくりといいますか、あとは、まちポイントを、町内の高齢化もどんどん今進んでおりますので、その交通、洞爺から、洞爺、洞爺湖温泉、虻田地区の3地区を結ぶ路線を使っていただいて、町民の方、高齢者の方に移動していただいて、町内の公共施設ですとか、お買物などの際にこのポイントを使っていただいて、地域経済の循環というか、そういったところを今回目指しているところであります。

本当にご指摘いただいたように、この10月からすぐ、このまちポイントというのがすぐうまくいくとは思っておりませんが、まずは町民の方に、このまちポイントの登録のお願いということで、スマートフォンで登録されるか、持っておられない方はカードでポイントを持っておくかというところの通知をさせていただきたいと思っています。その中で今回、まちポイントの仕組みだとか、こういったものなのかというところの説明を一緒に加えて、まずはその登録されるに当たって、町民の方にはそのような周知に努めたいと思っています。

あとはその加盟店、お店の方にも、この後、商工会、産業振興課ともちょっと連携させてもらいながら、加盟店の募集のお願いに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第8号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の34ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,177万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項1目の繰越金で前年度繰越金319万4,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

8款1項1目予備費でございます。繰越金の残額319万4,000円を予備費に計上するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第9号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の37ページをお開き願いたいと思います。

議案第9号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,090万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,062万円とするものでございます。

以下、事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

7款1項1目繰越金、前年度繰越金として3,090万7,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページになりますが、歳出でございます。

6款1項1目予備費で、繰越金として3,090万7,000円を予備費に計上するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第10号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の40ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億492万8,000円とするものでございます。

事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

3款1項1目の繰越金で、前年度繰越金で655万円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節の負担金補助及び交付金の広域連合納付分の保険料525万6,000円を増額するものでございますが、出納閉鎖期間の収入分として保険料を納付するものでございます。

4款1項1目の予備費でございます。繰越金の残額129万4,000円を予備費に計上するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと。

これから、議案第10号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第11号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、43ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条でございます。予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては、添付しております補正予算書で説明させていただきたいと思います。補正予算に関する説明書の3ページをお開き願いたいと思います。

実施計画書でございます。

収益的支出になります。

1款簡易水道事業費用1項営業費用2目の配水及び給水費で、洞爺第1配水池のレンジ機器の修繕で176万円を増額するものでございます。

3目の総係費で215万2,000円を減額するもので、これは、職員の人事異動による減額でございます。

4項1目の予備費で39万1,000円を増額するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員の給料につきましては、215万1,000円を減額し、802万1,000円と改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を3時15分といたします。

（午後 3時02分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けます。

（午後 3時15分）

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、意見書案第1号次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） それでは、提案させていただきます。

意見書案第1号。

令和6年6月17日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。
記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣。

次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）。

政府は2024年3月26日、日本・イギリス・イタリアが共同開発・生産する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を可能にする閣議決定を行いました。

日本は「武器輸出三原則」を掲げ、1976年の三木内閣において「国際紛争を助長しない」との理念に基づき、事実上、武器輸出を全面禁止し、1981年には衆参両院本会議において厳格な運用を求める決議を全会一致で可決してきました。

しかし、2014年の安倍内閣によって「武器輸出三原則」は廃止され、「防衛装備移転三原則」として、武器輸出の原則解禁へと転換されました。その後、岸田内閣は2023年12月に「ライセンス生産」した殺傷兵器の輸出解禁、今年3月には共同開発した戦闘機の輸出を共同開発国や「防衛装備品・技術移転協定」を契約している国々にも認めることを閣議決定しました。

政府は、①次期戦闘機に限定②防衛装備移転協定等の締約国に限定③現に戦闘が行われて

いると判断される国に輸出しない、などの「歯止め」を盛り込んだとしますが、いずれも国会に諮ることなく、政府の判断で変更可能なものに過ぎません。

次期戦闘機が殺傷兵器の最たるものであることは、言うまでもありません。政府は第三国への輸出によって販路が拡大し、コストを安くできるとしています。しかし、日本が開発・生産に関わる次期戦闘機が市民の命を奪い、戦争に加わることは、日本国憲法の平和主義に反するものです。

よって、政府においては、次期戦闘機の輸出解禁の閣議決定を撤回し、殺傷兵器の輸出を行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月17日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第1号次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論します。

政府は、これまで原則禁止してきた殺傷能力のある武器の輸出を一部容認しました。弾薬や弾道ミサイルの輸出緩和に続く高い殺傷能力を持つ戦闘機の解禁は、日本安全保障政策を大きく変質させるものであって、平和憲法を持つ日本が国際紛争を助長させるおそれを持つことになります。これほど重大なことを政府与党のみの協議で決めるなど、議会制民主主義まで踏みこむ形で推し進められています。

歯止めとされていることも変更可能なものであり、もしも輸出時点で戦闘が起こっていても、輸出後に戦闘が起こらない、そういった保障はありません。次期戦闘機はサウジアラビアに輸出され、それがイエメンへの空爆に使用された戦闘機ユーロファイターの後継機として、輸出先の国で国際法違反の攻撃に使われかねません。また、世界情勢を悪化させることにもなるでしょう。

高い殺傷能力を持つ次期戦闘機を輸出してもうけようとする政治では、日本の平和は守れません。そう考えています。

そういったことから、意見書案第1号次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書

(案)について、賛成します。

○議長(大西 智君) これで、討論を終了します。

これから、意見書案第1号次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書(案)を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大西 智君) 起立、少数です。

したがって、意見書案第1号次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書(案)については、否決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大西 智君) 日程第16、意見書案第2号現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、今野議員。

○5番(今野幸子君) 意見書案第2号。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

令和6年6月17日。

提出議員、今野幸子。

賛成議員、小林真奈美、同じく賛成議員、石川諭。

現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書(案)について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣。

読み上げて提出とします。

現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書(案)。

政府は、国民の利便性向上等の観点から、2024年12月2日に現行の健康保険証を原則廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。廃止はマイナ保険証の利用率に関係なく行うという方針ですが、厚生労働省によれば3月の利用率は僅か5.47%にすぎません。

政府は昨年、マイナンバーのひもづけの「総点検」を行いました。点検終了後もひもづけの誤りが報告され、一連の点検作業によって9,000件を超えるひもづけミスが発覚しています。そうした中で、国民の多くが現行の保険証の原則廃止に不安を感じています。

国民がマイナ保険証の利用をためらう一方で、厚生労働省はマイナ保険証の利用者を増や

した医療機関に最大20万円の一時金の支給を打ち出しました。また、閣僚からはマイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば、マイナンバーカードの総合窓口に連絡するようにという「お願い文」が出されるなど、医療機関に対しての圧力が強まっています。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もあります。また、マイナ保険証を持たない人への資格確認書の交付や、マイナ保険証の利用登録者に送付される「資格情報のお知らせ」など、現行の保険証を存続させれば、わざわざ新たに税金を投じる必要はありません。

よって、政府においては、現行の健康保険証を本年12月に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月17日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第2号現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）について、賛成する立場で討論します。

政府は2023年12月22日、現行の健康保険証を今年度12月2日で廃止することを閣議決定し、2024年12月2日以降は新規発行を停止し、マイナ保険証に一本化することです。健康保険証を廃止すれば、膨大な数の健康保険証を持っていない人が生まれ、保険料を払っていても、保険診療を受けられない人が続出することになり、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねません。

政府は昨年11月末までの総点検により国民の不安払拭への措置を取ったとしていますが、国民の不安払拭のためには、国民が信頼を寄せ、長年安定的に運用されてきた健康保険証を存続させることが必要です。このまま12月に廃止された場合、様々な混乱が生じると考えられます。洞爺湖町でも担当職員がその対応に追われることになるかもしれません。

国が点検対象とした負担割合や限度区分の相違や資格取得喪失情報の未連携による無資格者の発生が多くは、オンライン資格確認等システムや医療機関のレセプトコンピューターシステムを原因とする障害であり、これは国の責任において改善を図ることが必要であり、国

においてその実態を明らかにし、改善を速やかに行うことが、廃止する前に必要な対応です。

国はマイナ保険証の利用率を上げるため、医療機関の利用増に応じて支援金などを実施していますが、全国の医師、歯科医師で構成される全国保険医団体連合会は廃止に反対を表明しています。

また、全国の地方議会からも同様に意見書が上がっています。3月21日には渋谷区議会で、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書が、自民党、公明党など国政与党を含めた全会派一致で採択されました。また、最近では、岩手県では岩手県議会と県内の6町村議会が意見書を可決しています。

洞爺湖町議会として、意見書の採択について、議員の皆さんのご賛同を心からお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第2号現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第2号現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、意見書案第3号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第3号。

令和6年6月17日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子、同じく賛成議員、石川諭。

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）。

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022

年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35か国がオブザーバー参加しました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、2回連続で参加を見送りました。

第2回締約国会議は、被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年に予定されています。

洞爺湖町は2008年に「永遠の平和を実現することは、世界共通の願いである。とりわけ核兵器を廃絶し、核戦争の恐れのない世界を構築することは、ただ一つの被爆国日本の崇高なる使命である。」として「洞爺湖町非核平和のまち宣言」を行いました。

日本国憲法の平和主義の原則に基づき、美しく豊かな郷土の自然を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐことは、私たちに課せられた責務でもあります。

よって、日本政府が唯一の戦争被爆国の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーでも参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月17日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第3号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論させていただきます。

2023年12、月核兵器禁止条約の2回目の締約国会議が行われ、核のリスクが高まる中でも、

核なき世界に向けた取組を続ける政治宣言が採択されました。核兵器の近代化や世界情勢の緊張の高まりにおいて、核のリスクは悪化をたどり、核に頼る国も増え、核抑止論の正当化はますます核のリスクを危険なほどに深めています。

しかし、核抑止論が言われる中でも、国際法において、人道、人権を無視した悲惨な戦争は今もなお続いています。核の抑止論が果たすことはなく、核廃絶こそが核兵器が二度と使用されぬことを保障する唯一の手段といえます。

被爆者の苦しみを知る唯一の被爆国である日本が、核兵器の非人道性を国際社会に訴え、核兵器条約締約国会議にオブザーバー参加することは、日本政府に課せられた責務と考えることから、意見書案第3号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）について、賛成するものとします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第3号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第3号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 意見書案第4号。

令和6年6月17日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、石川邦子、同じく大屋治、同じく千葉薫、同じく今野幸子、同じく石川諭、同じく板垣正人。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の提供等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を促進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材を含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月17日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号議員の派遣について

○議長（大西 智君） 日程第19、承認第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣の件については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり、派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時49分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員